1. 知事の政治姿勢について

（2）人権問題、ヘイトスピーチ、ヘイトクライム

先月、11 月 16 日は、世界のすべての人が、お互いを認め合う「国際寛容デー」でした。また、1948 年の 12 月 10 日の第３回の国連総会において、「世界人権宣言」が採択されたことを受けて、12 月の 4 日から 10 日までの一週間は、人権週間と設定されています。

しかしながら、依然として、社会生活のさまざまな場面で、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がい者や、特定の民族や文化に差別的な言動や暴力を繰り返すような事例も散見されております。

特定の民族や人種への差別をあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）の解消推進法が成立して、7 年が経ちました。今こそ、人種や立場を超えて、互いに差異を認め合う社会の建設を進めていく時代だと確信いたします。

公明党福岡県本部代表の濱地雅一衆議院議員が座長を務めているヘイトスピーチ・ヘイトクライム問題対策プロジェクトチームは、本年の２月に 2021 年に在日韓国人・朝鮮人が多く住む京都府宇治市ウトロ地区で、一方的な偏見や嫌悪感による動機から起こった放火事件に関して、地区住民から意見聴取を行っています。

偏った憎悪感情による行為と思われ、ネット上の一部の情報によって差別や偏見、憎悪に基づく「ヘイトクライム」が起きていることが確認で

きました。

本年の 7 月 27 日には、このことを踏まえ、党プロジェクトチームとして、政府に対し、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの根絶に向けて、取り組みの強化を求める提言書を手渡ししています。

提言では、政府内に対策の専門部署の設置、庁省横断で対応する体制の整備、国民への継続的な啓発強化や差別に関する早急な実態調査などを求めています。近年では、インターネットによる人権侵害も見られ、匿名性や情報発信が容易なことから、さまざまな問題が発生しており、子どもたちの中ではいじめなどにもつながっています。

そこで、現在の県内のヘイトスピーチ、ヘイトクライムをはじめとする人種や民族を理由とした差別事象の状況についてお伺いいたします。

また、このような差別事象をなくすために、どのような推進体制で、どのように啓発活動を行っているのかお尋ねします。

さらに、教育現場での人権教育も重要だと考えますが、学校教育の中ではどのように進められているのか、また、県教育委員会として、どのように取り組まれているのか、教育長にお伺いします。

自治体による条例の制定も各地で進んでおり、神奈川県川崎市では、2020 年 7 月にヘイトスピーチに罰則規定を設けた条例を制定しています。アジアのゲートウェイと呼ばれる福岡は、インバウンドや国外からの留学生、技能実習生も多く差別事象も増加することも考えられることから、川崎市のような条例の制定も検討すべきと思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

【服部知事の答弁】

① 人種等を理由とした差別事象の状況について

昨年度、市町村等から県に報告があつた差別事象は、特定の人種や民族への偏見・差別を助長するおそれがある落書きや貼り紙が9件ありました。なお、ヘイトスピーチについては、平成31年3月に九州朝鮮中高級学校の近くで行われた街頭演説のみです。ヘイトクライムについては、現在まで報告されていません。

② 推進体制及び啓発活動について

県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、毎年度実施計画を策定し、人権施策を総合的に推進しています。人種等を理由とした差別事象をなくすため、外国にルーツを持つ人々の人権をテーマとした県民講座や講演会、ラジオ番組などにより啓発に取り組んでいます。

特に、ヘイトスピーチについては、ヘイトスピーチ解消法が施行された平成28年に、両政令市や法務局などに呼びかけ、「ヘイトスピーチ対策連絡会議」を設置し、関係機関が連携した取組を進めています。

具体的には、ヘイトスピーチは許されないことを啓発するために、両政令市と連携して制作した動画を、サッカー場の大型ビジョンや映画館で放映、県のホームページ等に掲載、大型商業施設のイオンでのチラシの配架、SNSによる配信などに取り組んでいるところです。

【吉田教育長の答弁】

③ ヘイトスピーチ、ヘイトクライムをなくすための人権教育の取組について

本県の学校教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、異なる文化や習慣についての理解を深める学習や、国籍や人種、民族の違い等を理由とする偏見や差別の実態についての学習などが行われています。

県教育委員会では、これらの取組を支援し、外国人の人権も含めた様々な人権課題に関する教職員の指導力向上を図るため、現在、指導者用手引書の作成を進めています。

今後、この手引書と併せて、これまでに作成・配布した学習資料の効果的な活用を促進するなど、引き続き、多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進に取り組んでまいります。

【服部知事の答弁】

④ ヘイトスピーチに対する条例の制定について

ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、それを見たり、聞いたりした人々に不安感や嫌悪感を与え、差別意識を助長することにも繋がりかねず、決して許されないものです。

県としては、先ほど申し上げたように、今後も、ヘイトスピーチ対策連絡会議において、関係機関としっかり連携を図りながら、ヘイトスピーチを許さない社会の実現に向け、法に基づいて啓発に取り組むこととしています。ヘイトスピーチに対する条例の制定は考えていません。

また、国に対して、ヘイトスピーチの解消に向け、法に基づいた実効性のある対策を講じるよう、引き続き求めてまいります。